

IP化の進展に対応した 通信端末利用社会における 責任制度の設計にむけて

弁護士 稲垣 隆一

IP化の進展によって実現される機能と課題

- あらゆる物、サービス、情報がIPネットワークで流通し、IPネットワークが社会インフラとして社会の重要機能から生活小道具までを担う。
 - 生活・医療・環境・エンタテインメント・教育・人材など分野は無限。
 - 電話・携帯・ファックス・PC・照明・雨戸・冷蔵庫・風呂・オーディオ・ゲーム
 - ロケット・飛行機・新幹線・自動車・道路・ビル
 - 健康管理・ビル管理・監視装置
 - レッスン・ドクター・ママ・会議・ペット
 - センサ・制御機器・セキュリティ機器
 - 電力・通信・警察・裁判・消防・病院・銀行・自治体・環境保全機能
- 接続状態は拡大再生産する。
- 利用者間の相互接続性・サービス品質・相手方認証・どんな人でも使える利便性・人の命や社会を委ねられる信頼性・安全性が確保される。
- 網管理機能が備えられる。
- 中核的サービスに関しては網内に各種機能が設けられ、Stupid Networkにはしない。
- 各網の責任分担が明確化される。
- ネットワーク・機器・アプリケーションが連携する。

誰が実現の責任を負うのか？

機能は連携で実現される 責任制度設計の必要性

- 豊富な機能は、「ネットワーク事業者・機器メーカー・アプリケーション提供者など、IPネットワーク参加者の連携によって実現される」。
- 実際にはどう連携するのか？
 - 必要な要件・事実・技術の発見の連携は？
 - ITU-T等協議機関, 技術基準・標準化・機器認定
 - それらの開発・実装・運用・保守, 監査, 改善の連携は？
 - 標準化・接続拒否
 - 機器認定制度
 - ほかには？
 - それらが設計通りに機能しない場合の連携は？
 - 責任の連携？
- 責任の連携はできるのか
 - 自らがなすべき義務を怠ったときにのみ負うのが責任原則。
 - しかし, 自分ができることをするだけではIP化の進展はない。
- IP化の進展下で責任原則は維持できるのか?????
- 修正するなら、誰が、どのようにすべきか??????

責任制度設計の必要性

責任制度設計の課題

- 責任原則を修正する方法・対象に関するコンセンサス不在
 - 既存法制上のものだけ(登録・届け出・技術・技術者・技術認定・行政制裁など)。
- 各参加者が責任を負うべき要件を明確化できない。
 - 他のネットワークとの間のNNI(Network-Network Interface), エンドユーザ機能とのUNI(User-Network Interface)は、すでに電気通信事業法等による接続や端末設備の要件として明確化。
- 責任追及の相手方を容易に把握・特定できない。
 - 2つのStratum,3つのインタフェースに対応した責任分界で, 障害原因と義務主体, 義務を切り分け, 特定できるか疑問。
- エンドユーザに事業者の義務違反立証の救済措置なし
- 容易迅速な回復・修復が困難
 - 障害原因の切り分け・特定機能が各参加者に分散・連携体制と責任不在。

責任制度の制度設計 前提と実現すべき機能

■ 責任制度設計の前提

- インターネット参加者・アプリケーション事業者をともに含む制度設計
- 決定手続は民主的であること
- 2010年までに、責任制度の設計の中身を固める

■ 責任要件の機能

- 要件は明確であること

■ 責任手続の機能

- 責任追求の相手方を容易に把握・特定できる手続であること
- 要件の立証を容易になし得る手続きであること
- 要件吟味を簡易・迅速に行える手続きであること
- 回復・修復・損害填補が簡易・迅速に行われる手続であること

責任制度の制度設計 方法論の具体化

■ 責任制度設計の前提

- インターネット・アプリケーション事業者を含む制度設計

■ 決定手続は民主的であること

- 制度設計に向けたフォーラムの形成が必要

- 例として

- 次世代IPネットワーク推進フォーラム・端末機器認定機関など

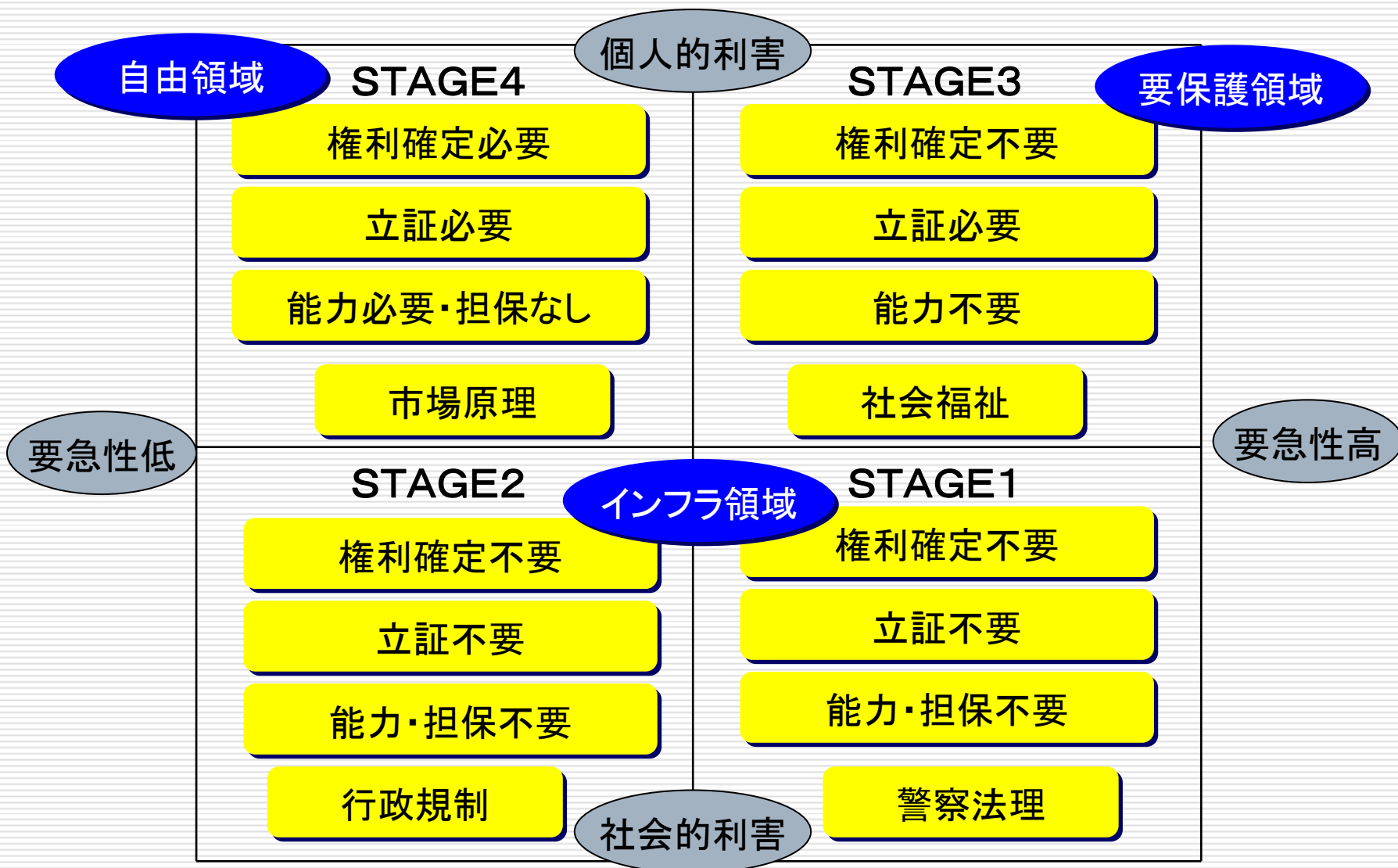
■ 2010年までに、責任制度の設計の中身を固める

- 責任を負うべき機能を限定し現実的な責任モデルを検討することが有用。

- 例として

- 重要インフラとしての機能維持のための責任モデル
- 利用者間の相互接続性・サービス品質・相手方認証・利便性確保の責任モデル
- 人の命や社会を委ねるに足る信頼性・安全性確保と責任モデル
- 網管理機能の維持に関する責任モデル

IP化の進展に伴う責任制度設計 領域区分の例



責任制度の制度設計 責任要件について

■ 責任要件の機能＝要件は明確であること

■ 何を明確化するのか

■ 過失責任・作為義務の明確化のためのエレメント

■ 主体・相手方・日時・場所

■ 結果の予見可能性・結果回避の可能性

■ なすべき行為の明確化

■ 技術的に解決可能な課題はその設計・実装・運用・保守の要件化で

■ 例えば, 行為者・機器・経路認証

■ 明確化できない課題には責任を負うべき理由・必要・領域・主体・方法を検討

■ 例えば

■ 理由 社会秩序・重要な利益の保護

■ 必要 環境・状況・緊急性・合理性

■ 領域 インフラ・要保護領域におけるIP化

■ 主体 国・自治体・事業者団体・参加者団体・事業者

■ 方法 人金情報ファンドの形成・機能保証機関・シンクタンク・紛争処理機関

責任制度の制度設計 手続について

■ IP化による新たな世界

- 権利救済・紛争処理もユビキタスで
- インフラ・保護領域・自由領域に応じたレベル分けも検討の要あり

■ 備えられるべき責任手続の機能

- 責任追求の相手方を容易に把握・特定できる手続であること
 - 匿名性は自由領域にのみ保証
 - 無責任な参加者による影響をうけても責任追及をしない領域を明確にすべき
 - 顕名・匿名の領域区分を明確にすることが自由な社会を保障する
- 要件の立証を容易になし得る手続きであること
 - 認証規格・実装・運用・保守の負担の確認
- 要件吟味を簡易・迅速に行える手続きであること
- 回復・修復・損害填補が簡易・迅速に行われる手続であること
 - ADR・紛争処理機関・あっせん仲裁制度の検討
 - 仲裁契約の利用

- 責任環境づくり
- 法整備
 - 電気通信事業法・電波法等, 既存法制による統制は存置。
- 組織・体制の整備
 - 戦略的協調活動(江崎教授)
 - 網運用者・機器製造者・標準化組織・研究開発者・ユーザなどIPネットワーク参加者による戦略的協調プラットフォームの構築が有益。
 - 事業戦略・国際競争力・社会的コスト削減などもテーマに。
 - 機動的課題処理・研究・情報発信機関(山口教授)
 - 仲裁技術開発・技術情報の開示・共有体制, 紛争処理機関の設置(例:品確法)
 - 業務モデル・事業開発・コーポレートガバナンスの先導。
- 契約整備
 - 約款における事業者の責任の明確化・免責領域の形成
 - 仲裁契約や紛争処理機関の利用促進

参考事例

■ 相手方の把握・特定のために

- サービスを単位として相手方・責任を負うべき事業者を把握できる機器・利用者認証技術の実装を接続条件とする。情報管理制度は必要か。

■ 立証の困難を克服するために

- 被害者立証の緩和(PL法)
- 斡旋・仲裁による紛争処理機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法))
- 厚労省医療事故調モデル事業(不審死体を解剖し病理・法医・臨床医学で死因分析)
- 茨城県医療問題中立処理委員会(医療事故実体解明の自主的取り組み)
- 国・自治体, 自主規制団体, 事業者団体, ISAC (Information Sharing and Analysis Center)などが連携して技術開発, 技術情報共有機関の設置。これが紛争処理機関を支援。
- 事業者間・エンドユーザとの契約において, 仲裁契約条項を誘導。
- 端末機器認証機関の機能をこれに拡大してはどうか。
- 将来的には, 紛争処理機関による紛争前置へと誘導か。

■ 回復・修復, 損害填補を容易に実現するために

- 原因切り分け・機能実現のための技術・マンパワーのプール(例: 消防署)
- 責任財産のファンド形成(例: 商品取引所法の委託者保護基金・宅建業法の保証金)
- 被害者に代わって被害救済(例: 犯罪被害者給付・犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律)